

平成 21 年 9 月 18 日

各 位

朝日生命保険相互会社

個人年金保険等の源泉徴収税額の誤計算について

朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）では、個人年金保険等および財形年金保険の一部のご契約について源泉徴収税額等を誤って算出していたことが判明いたしました。

このような事態が発生し、ご契約者ならびに関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げますとともに、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1. 発生した事案の概要

個人年金保険等および財形年金保険の管理システムにおける必要経費割合の算出時の端数処理のプログラムの誤りにより（*）、一部のご契約で必要経費金額を年金支払金額に対し1%低く計算し、これにより源泉徴収税を多く徴収していました。

また、源泉徴収税を徴収しなかったお客様におかれましても、当社より送付いたしました通知を基に確定申告をされている場合、過納税となっている可能性がございます。

（*）必要経費割合算出時の端数処理に関する正誤事例

正：小数点第3位以下切り上げ 0. 7801 ⇒ 0. 79 （必要経費割合79%）

誤：小数点第3位切り上げ 0. 7801 ⇒ 0. 78 （必要経費割合78%）

「小数点3位が0、かつ小数第4位以下に1～9の数値がある」ケースで誤りが発生

【源泉徴収税を過徴収したご契約】

内容	件数	平均影響額
個人年金保険等	5,655件	1,643円/年
財形年金保険	3件	2,029円

* 源泉徴収対象外のご契約で、必要経費金額を誤って計算し通知したご契約は7,779件

* 個人年金保険等の対象となるご契約は以下のとおりです。

- ・ 個人年金、新個人年金保険、特別終身年金保険で年金をお支払しているご契約
- ・ 終身保険で年金移行されているご契約
- ・ 満期、死亡・高度障害保険金等を年金で受け取られているご契約
- ・ 育英年金をお支払しているご契約

* 財形年金保険は年金開始後5年以内に解約された場合が対象になります。

2. お客様への対応

誤って必要経費金額を過少に計算していたご契約については、お詫びと以下のご案内文書を、順次郵送させていただきます。

- (1) 源泉徴収税の過徴収となったご契約については、源泉徴収税過徴収相当金額に現在までのお利息を付利したうえでお支払いいたします。
- (2) 必要経費金額を誤って通知したご契約については、当該通知書に基づく確定申告を行っておられる場合、お客様の過去に遡る手続き負担の軽減のため、確定申告した年とそれが確認できる書類をご提示いただくことで、当社が過納税金額相当額および遅延利息相当額をお支払いいたします。

3. 再発防止の取り組み

正当な計算を行うようプログラム修正を実施いたしました。また、今回の事象を踏まえ、「支払金と税制上の取り扱い」について点検を実施し、同様の誤りがないことを確認いたしました。

今後は更に事務・システム検証等の精度を高め、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

4. お問い合わせ先

【お客様からのお問い合わせ先】

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター

0120-714-532（フリーダイヤル、携帯・PHSからも可）

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

（但し、祝日、12月31日～1月3日を除く）

以 上

個人年金保険等

■毎年の年金にかかる税金について

毎年お受取りになる年金は、税法上雑所得となり、他の所得と合算して課税されます。雑所得の金額(課税対象金額)は、下記の算式により計算されます。

$$\text{課税対象金額} = \text{年金支払金額} - \text{必要経費(年金に対する掛金)}$$

必要経費(年金に対する掛金)は、次の算式により計算されます。

$$\text{必要経費(年金に対する掛金)} = \text{年金支払金額} \times \text{必要経費割合(年金掛金率)}$$

必要経費割合(年金掛金率)は、次の算式により計算されます。

$$\text{必要経費割合(年金掛金率)} = \frac{\text{今までお支払いになった正味の保険料総額}}{\text{小数点第2位まで(3位以下切り上げ) 年金のお受取り総額またはその見込総額}}$$

■誤りの具体的内容

○必要経費割合(年金掛金率)算出の際、「小数点第3位以下切り上げ」で端数処理すべきところを、「小数点第3位切り上げ」で処理を行っていました。

正誤	端数処理	計算例
正	小数点第3位以下切り上げ	0.7801… ⇒ 0.79
誤	小数点第3位 切り上げ	0.7801… ⇒ 0.78

○その結果、必要経費が本来の数値よりも過少となり、課税対象金額が過大となっていました。

○また、課税対象金額が25万円以上の場合には、生命保険会社は課税対象金額の10%を年金支払時に源泉徴収して、国に納付することが義務づけられていますが、上記の必要経費割合(年金掛金率)算出の際の端数処理の誤りにより、課税対象金額が過大となっていた契約については、源泉徴収税を過大に徴収しており、その結果、お客様へのお支払金額が過少となっていました。

財形年金保険

■年金開始後の解約にかかる税金について

毎年お受取りになる年金は非課税となりますが、年金開始後5年以内の解約については、既にお受取りになった年金に対し遡及して課税されます。遡及課税の取扱いについては、「年金支払金額」から「必要経費」を差し引いた金額に対し、20%の源泉分離課税が課せられます。

この必要経費の算出にあたって、上記と同様の誤った処理を行っていました。

以上